

衛生委員会だより

平成 28 年 2 月 17 日 -①

社会福祉法人ならやま会
衛生委員会

ならやま会衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、従業員の健康保持及び衛生的な職場環境を形成することを目的として平成 20 年に施行された「ならやま会職員衛生規則」により設けられました。

各事業所の従業員から選出された安全衛生推進者と各所属長、衛生管理担当者から主に構成され、労働衛生に関する調査審議を行っています。

衛生委員会が、皆さんの声をより反映させる場になるよう、衛生委員会についての理解を深めていただくために、衛生委員会だよりを通じていろいろなことをお伝えしていきます。

衛生委員会が出来てよかったと思ってもらえる委員会を目指します！

ご意見質問等を、ぜひ各事業所の安全衛生推進者までお寄せください。

1 衛生委員会の目的と基本的事項

衛生委員会は表 1 のように、労働安全衛生法で 50 人以上の規模の事業場で設置が規定されています。議長を中心に、会社側委員と労働者側委員が同数で構成され事業場での安全衛生や健康管理の諸問題について労使双方がさまざまな対策について調査審議します。衛生管理者を中心に事務局が準備、記録管理等を行います。

衛生委員会で調査・審議する内容として法第 17 条 2 では

- ①労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
 - ②労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
 - ③労働災害の原因および再発防止対策で衛生に関すること
 - ④その他の労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項
- の 4 つが挙げられています。

表 1. 衛生委員会に関する労働安全衛生法・労働安全衛生規則のまとめ

1. 設置：衛生委員会（法 18 条）
2. 構成員（法 19 条第 2 項） 委員の半数は労働組合、また労働者の過半を代表する者から事業者が指名
 - ・総括安全衛生管理者（議長）、事業を統括する者等
 - ・衛生管理者
 - ・産業医
 - ・衛生に関し経験を有する労働者
3. 開催頻度（則 23 条第 1 項）、周知（則 23 条第 3 項）記録（則 23 条第 4 項）等
 - ・開催頻度は、毎月 1 回以上の開催
 - ・周知は、開催後遅滞なく議事の概要を労働者に以下の方法で知らせる
 - ①常時各事業場の見やすい場所に掲示する、備えつける
 - ②書面で労働者に送付する
 - ③電子的記録として労働者が確認できるようにする
 - ・記録は、3 年間保管する

このように、衛生委員会は事業所における労働衛生の根幹の活動です

では実際に ならやま会では何をやっているのでしょうか

次号から具体的な取り組みについてご紹介していきます